

平成19年11月6日

## 審判員の人数にかかわる「飛込競技規則」の変更

財団法人 日本水泳連盟  
専務理事 佐野 和夫  
飛込委員長 末弘 昭人

競技会を運営する主管団体の負担を軽減する目的で、審判員の人数制限を緩和する。  
5人審判で運営できる競技会の範囲を広げるとともに、個人競技を3人審判で、シンクロナイズド競技を5人審判で運営する事も可能とした。  
本改定は、平成20年4月1日より適用する。

- 5.2.1 個人競技7名、シンクロ競技9名の審判員が必要な競技会の範囲を、明確にした。
- 5.2.2.2 審判員の確保が難しいブロックや県の競技会では事前承認を受ければ、個人競技で3人、シンクロ競技で5人の審判員による運営が可能となる。
- 7.4 個人競技で3人審判を導入する場合の計算方法を追加した。
- 7.5 シンクロ競技で5人審判を導入する場合の計算方法を追加した。

条項	旧 規則	新 規則 (下線部 改定)
第5条 競技会運営		
5.2 審判員		
5.2.1	主要競技会における個人競技種目では7名、シンクロ競技種目では9名の担当審判員が任命される。	<a href="#">日本選手権ならびに室内選抜飛込競技大会</a> における個人競技種目では7名、シンクロ競技では9名の担当審判員が任命される。
5.2.2	5.2.1以外の競技会においては個人競技種目は5名の担当審判員としても良い。	5.2.2.1 5.2.1以外の競技会においては個人競技種目は5名の担当審判員で競技運営をする事もできる。 5.2.2.2 <a href="#">本連盟が承認した場合に限り、個人競技種目では3名、シンクロ競技種目では5名の担当審判員で競技運営をする事もできる。</a>

第7条 記録本部		
7.4	個人競技種目では審判員の採点から最高点2名と最低点2名の採点を消去する。 5名の審判員の場合、審判員の採点から最高点1名と最低点1名の採点を消去する。	個人競技種目では審判員の採点から最高点2名と最低点2名の採点を消去する。 5名の審判員の場合、審判員の採点から最高点1名と最低点1名の採点を消去する。 <a href="#">3名の審判員の場合、審判員の採点は消去しない。</a>
7.5	シンクロナイズド競技では演技審判員の採点から最高点1名と最低点1名、ならびに同調性審判員の採点から最高点1名と最低点1名を消去する。もし、消去されるべき同点の採点が2つ、あるいはそれ以上ある場合、そのいずれを消しても構わない。	シンクロナイズド競技では演技審判員の採点から最高点1名と最低点1名、ならびに同調性審判員の採点から最高点1名と最低点1名を消去する。もし、消去されるべき同点の採点が2つ、あるいはそれ以上ある場合、そのいずれを消しても構わない。 <a href="#">5名の審判員の場合、審判員の採点は消去しない。</a>